

前橋市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(排水設備等の設置義務) 第5条 農業集落排水処理施設にし尿及び家庭雑排水を流入させようとする建築物の所有者は、<u>取付管(排水設備から農業集落排水処理施設に接続するための排水管をいう。以下同じ。)</u>を<u>設置しなければならない。</u> 2 前項の規定により取付管を設置した者は、<u>遅滞なく排水設備を設置しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> (排水設備等の計画の確認) 第6条 排水設備の新設、増設若しくは改築(次条において「<u>新設等</u>」という。)又は取付管の新設若しくは増設を行おうとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめその計画が排水設備又は取付管の設置又は構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。 2 前項の申請書を提出した者は、当該申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について届け出て、管理者の確認を受けなければならない。 (排水設備の新設等の工事の実施) 第7条 排水設備の新設等の工事は、前橋市公共下水道条例(昭和37年前橋市条例第54号。以下「下水道条例」という。)第6条の規定による管理者の指定を受けた下水道排水設備指定工事店でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> (使用の届出) 第8条 計画処理区域に居住する者で農業集落排水処理施設を<u>使用する</u>ものは、<u>使用を開始し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。</u>	(排水設備の設置義務) 第5条 農業集落排水処理施設の計画処理区域内の建築物の所有者は、当該施設の利用が可能となった日から遅滞なく排水設備を設置しなければならない。ただし、<u>管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> (排水設備の計画の確認) 第6条 排水設備の新設、増設又は改築(次条において「<u>新設等</u>」という。)を行おうとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめその計画が排水設備の<u>設置及び構造</u>に関する法令の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。 2 前項の申請者は、<u>同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について届け出て、管理者の確認を受けなければならない。</u> (排水設備の新設等の工事の実施) 第7条 排水設備の新設等の工事は、前橋市公共下水道条例(昭和37年前橋市条例第54号。以下「下水道条例」という。)第6条の規定による管理者の指定を受けた下水道排水設備指定工事店でなければ行ってはならない。 (利用の届出) 第8条 計画処理区域に居住する者で農業集落排水処理施設を<u>利用する</u>ものは、<u>利用を開始し、休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。</u>